

特別支援教室（まなび・ゆうあい）について

1 特別支援教室とは（小学校「まなびの教室」中学校「ゆうあい教室」）

対象となる児童・生徒	通常の学級に在籍し、知的な遅れが無く、発達障害（自閉症スペクトラム、注意欠如・多動症（ADHD）、学習障害（LD）情緒障害等）の傾向があり、一部特別な指導が必要な児童生徒
指導方法・内容	週に1～2時間程度、個別又は小集団での指導により、児童・生徒が自己の特性を理解し、困難への対応の仕方を学びます。 *学習の遅れを取り戻すための補習授業の教室ではありません。
入室方法	小・中学校入学時は就学相談により就学相談委員会での判定です。入学後は在籍校の校内委員会を経て特別支援教室判定会で入室の可否を決定しています。

2 令和4年度からの指導期間変更について

令和4年度から東京都が新たに作成した特別支援教室の運営ガイドラインに則り、原則の指導期間を設定し、指導を行います。変更点は以下のとおりです。

	指導期間	次年度の継続	継続年数
令和3年度まで	原則1年間	校内委員会 保護者と相談	上限はなし
令和4年度から	1年以内	指導目標の見直し等を検討の上、1年間までは延長可能	原則最大2年 継続指導又は一度退室してからの再入室も可能

※原則の指導期間は設けられましたが、在籍学級担任等による児童・生徒に必要な支援は退室後も引き続き行います。

※一度退室となった場合も校内委員会等で検討し、再度支援が必要となった場合は再入室も可能です。

◎裏面にリーフレット「東京都の発達障害教育」の特別支援教室Q&Aを載せました。参考にご一読ください。

【問い合わせ先】○ 特別支援教室における指導について
墨田区教育委員会事務局 指導室 電話 5608-6307
○ 特別支援教室の入退室について
墨田区教育委員会事務局 学務課 電話 5608-6304
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号（区役所11階）

Q 自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害があれば全員対象になりますか？

A 障害がある場合でも、在籍学級での指導方法の工夫や配慮により、在籍学級で充実した生活を送ることができる児童・生徒もいます。また、特別支援教室での指導は、在籍学級での授業の一部を抜けて受けることとなるため、障害の程度や在籍学級等での状況を十分考慮の上、特別支援教室での指導が必要かを十分に検討し、保護者との合意を含めて決定する必要があります。

<在籍学級における支援の例>

- ・ 黒板周辺の掲示物等を減らし視覚からの刺激が少なくなるような環境の整備
- ・ 読むことが苦手な児童・生徒へのデジタル機器を活用した授業作り
- ・ 児童・生徒に対する指示の出し方や言葉かけの工夫



Q なぜ知的障害のない児童・生徒が対象なのですか？

A 知的障害のある児童・生徒に対する学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な指導は、生活に結びつく実際の・具体的な内容を継続して指導することが必要です。そのため、一定の時間のみ取り出して指導を行うことにはなじまないことから、特別支援教室の対象としておりません。（文部科学省編著「障害に応じた通級による指導の手引」より）

Q 特別支援教室の担当教員（巡回指導教員）は、なぜ、拠点校から巡回し指導する仕組みなのですか？

A 特別支援教室では、児童・生徒の障害の状態に応じて、一人一人の指導内容が異なることから、指導を行う担当教員が、日常的に指導の方法や教材等を互いに共有したり、複数校の児童・生徒の指導に関わり多様な実践事例を蓄積したりできる体制とすることで、指導の質を向上させていくことが重要です。そのため、拠点校に集中的に配置し、巡回する体制としています。

Q 特別支援教室の退室後、支援が途切れてしまうのではないのでしょうか？

A 退室後も、特別支援教室での学びの成果を生かしながら、在籍学級を中心に、必要な支援を実施します。

Q 一度、退室したら、再度の入室はできなくなるのでしょうか？

A 入室時に、児童・生徒の困難に応じて設定される指導目標を達成した場合、特別支援教室を退室しますが、退室後に、再度、校内委員会及び判定委員会において、特別支援教室において一部特別な指導が必要と判断された場合には、特別支援教室に入室し指導を受けることが可能です。

Q 今後、高等学校に進学した場合、特別支援教室のような制度はありますか？

A 都立高校では、令和3年度から全校で、通級による指導を実施できる仕組みが整っています。詳細については、東京都教育委員会のホームページを御確認ください。

東京都教育委員会 通級による指導

検索

なお、申込みについては、都立高校に入学後、高校の先生に相談してください。

